

電線地中化事業

1. 事業の目的

道路上の電柱は、地震や台風など災害時に倒壊して緊急車両等の通行に支障を来す恐れがあるほか、通常時においても歩行者や車椅子利用者などの通行の妨げとなり、安全で円滑な交通の支障となる場合があります。また、電柱と共に張り巡らされた電線類により街なみが損なわれるといった景観上の弊害も発生しています。

そこで県では、災害対応力の強化、安全・円滑な交通の確保、景観形成の3つの観点から、道路上の電柱を無くし電線類を歩道下に埋設することで、緊急輸送道路の機能確保や、安全で移動しやすい歩行空間の確保、良好な景観形成を図るために、電線類の地中化を進めています。

2. 事業の概要

○当事務所管内の事業箇所（5箇所）【位置図参照】

路線名	箇所	道路延長
① 県道78号（御殿場大井）	南足柄市関本	0.30km
② 県道78号（御殿場大井）	南足柄市竹松	0.30km
③ 県道78号（御殿場大井）	開成町吉田島	1.15km
④ 県道78号（御殿場大井）	大井町金子	0.30km
⑤ 県道711号（小田原松田）	大井町西大井	2.00km

3. 整備事例

○県道711号（小田原松田） 松田町松田惣領 道路延長0.20km

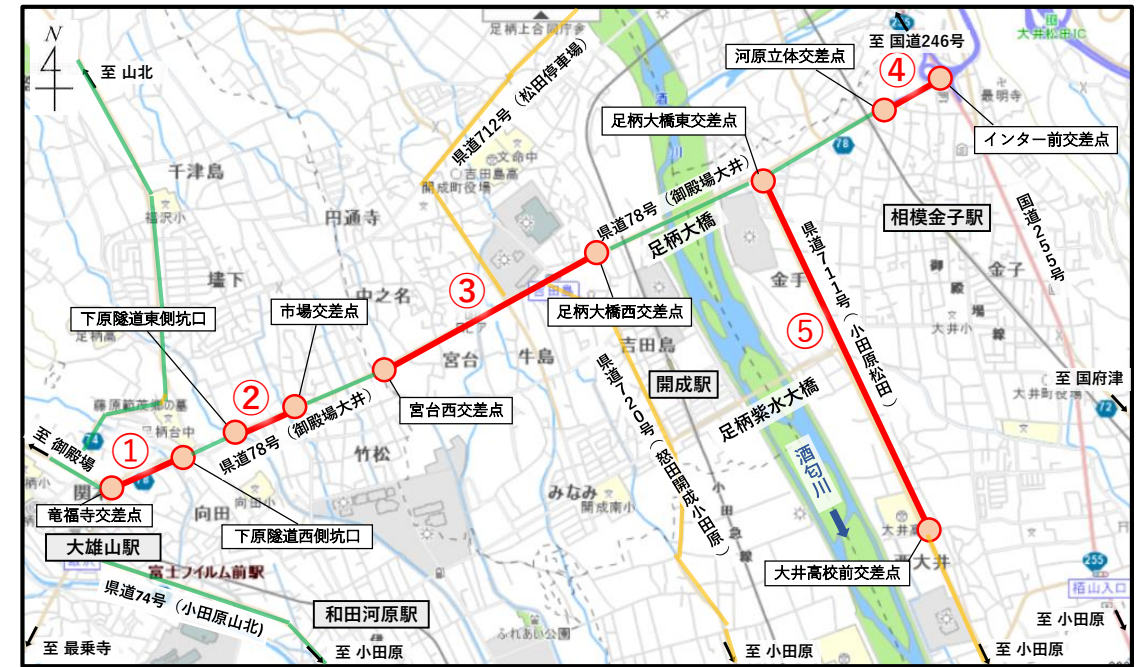


整備前



整備後

4. 位置図



5. 電線地中化イメージ図

